

平成21年9月30日までに設置されている電光表示広告物等の
適用除外物件に係る設置についての申出書

年 月 日

相 馬 市 長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名)

次のとおり、許可申請不要の屋外広告物（福島県屋外広告物条例第6条第3項の規定による）
として電光表示広告物等を次のとおり設置していますので申し出ます。

設 置 場 所					
表 示 内 容					
市町村確認欄					
※広 告 物 等 の 区 分	自己用 ・ 管理用		※地 域 区 分	特別・普通 一種・二種	
※広 告 物 等 の 種 類	建植・壁面利用・壁面突出・屋上利用・その他 ()				
※表 示 面 積	縦	m×横	m×	面	m ²
	うち電光表示広告物等				
	縦	m×横	m×	面	m ²
※高 さ	m (地上高 m)	※周辺 状況	建物の高さ m	※色彩	
備 考					

- 注 1 電光表示広告物等の設置場所と表示内容について記入してください。
- 2 面積や高さ等について記載がある仕様書や図面等がある場合は写しを添付してください。
- 3 設置年月日が判明している場合は、備考欄に記入してください。
- 4 条例第6条第3項の規定による許可申請が不要な広告物の基準等については、裏面を参照してください。

○平成21年9月30日までに設置され、福島県屋外広告物条例第6条第3項の規定により市町村への許可申請が不要な屋外広告物は、次のものです。

自己用広告物（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は掲出物件）で次の基準に適合するもの

- ・ **第一特別規制地域等**

表示面積の合計が5㎡以下、地上から広告物等の上端までの高さ（地上高）が敷地内の建物の高さの6/5以内、表示面積の1/2を超えて彩度が8を超える色彩を使用しないこと。

- ・ **第二種特別規制地域等、普通規制地域等**

表示面積の合計が15㎡以下、地上高が敷地内の建物の高さの3/2以内、表示面積の1/2を超えて彩度が12を超える色彩を使用しないこと。

管理用広告物（自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件）で次の基準に適合するもの

- ・ **第一特別規制地域等**

表示面積が5㎡以下、表示面積の1/2を超えて彩度が8を超える色彩を使用しないこと。

- ・ **第二種特別規制地域等、普通規制地域等**

表示面積の合計が5㎡以下、表示面積の1/2を超えて彩度が12を超える色彩を使用しないこと。

○平成21年10月1日以降に設置される電光表示広告物等について、設置基準を新設しました。上記の基準に加えて、下記の電光表示広告物等について、設置が制限されます。

- ・ **第一特別規制地域等**

自己用、管理用広告物とも電光表示装置を有するもの。（設置禁止となります。）

- ・ **第二種特別規制地域等、普通規制地域等**

自己用広告物で表示面積の合計が7.5㎡を超える電光表示装置、建物の高さを超える電光表示装置、道路上に突出する電光表示装置。（摘用除外とはならないため、許可申請が必要となります。なお、建植広告物の自己用敷地外への設置、屋上への設置（第二種普通規制地域等以外の地域）と道路への突出は禁止となります。）

管理用広告物で電光表示装置を有するもの。（摘用除外とはならないため、許可申請が必要となります。）

○平成21年9月30日までに適法に設置された電光表示広告物等については、10月1日以降引き続き掲出できますので、市町村に申し出てください。

○規制地域の区分や許可基準等の詳細については、市町村屋外広告物担当課へお問い合わせください。